

「平成29年台風第21号による災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの平成29年台風第21号により被災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は、2017年12月22日（金）までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

記

【指定地域】※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【三重県】伊勢市、度会郡玉城町、【和歌山県】新宮市、【京都府】舞鶴市

災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20、日曜日・祝日：閉室

JASSO支援金について

「JASSO支援金」とは、自然災害等により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として創設されたものです。

支給額が10万円となっており、返還の必要はありません。

詳細は、学生課までご相談ください。

以上